

## 調査規則における目的及び承認事項における集計事項（抜粋）

### 小売物価統計調査規則（昭和五十七年三月二十七日総理府令第六号）（抜粋）

（調査の目的）

第二条 小売物価統計調査は、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的とする。

---

### 小売物価統計調査に関する承認事項（抜粋）

#### 8 集計事項

次の事項について集計する。

##### （1）調査品目の価格

市町村別

##### （2）消費者物価指数

ア 基本分類指数

（ア）全国

（イ）都市階級別

（ウ）地方別

（エ）都市別

イ 財・サービス分類指数

（ア）全国

（イ）東京都区部

ウ 世帯属性別指数、品目特性別指数、総世帯指数

全国

エ 連鎖基準指数及び中間年バスケット指数

（ア）全国

（イ）東京都区部

オ 地域差指数